

単価契約仕様書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

(担当：中塚、目片 電話：222-3952)

| | |
|------|--------------------------------------|
| 件名 | (単価契約) 不用物品売却 (古着類 東部・山科まち美化事務所) 上半期 |
| 予定数量 | 古着類 83,000kg/半期 |
| 契約期間 | 令和8年4月1日 ~ 令和8年9月30日 |
| 契約条件 | 欄外「売却に関する仕様書」のとおり |

売却に関する仕様書

本仕様書は、令和8年度上半期において、京都市（以下「甲」という。）の不用物品のうち甲が回収する家庭から排出された古着類を、売却業者（以下「乙」という。）へ売却する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

- 1 甲が売却により乙へ引き渡す古着類は、甲が市民からの持ち込みなどにより回収し、次項に記載するストックヤードで保管するものとする。取り扱う古着類は、古着（浴衣、着物、デニム生地 of 衣類、スカート、ダウンジャケット、子供服（ベビー服含む。）、はんてん、セーター、靴下、下着類を含む。）、古布（タオル、手ぬぐい、ハンカチ、布団カバー、枕カバー、シーツ、毛布、風呂敷等）、帽子とする。
- 2 古着類の引取場所は、以下のストックヤードとする。ただし、事情により変更する可能性がある。

| 名称 | 所在地 |
|-----------|------------------|
| 東部まち美化事務所 | 京都市左京区高野西開町 34-3 |
| 山科まち美化事務所 | 京都市山科区小野弓田町 3 |

- 3 乙のストックヤードへの引取回数、曜日は以下のとおりとする。
なお、積込み、引取り及びその他の作業について、細心の注意を払って行うこと。

| 名称 | 引取回数 | 曜日（祝日等を含む） | 備考 |
|-----------|--------|--|---------------------|
| 東部まち美化事務所 | 3回以上/週 | 月曜日～金曜日のうち、いずれかの曜日に回収を行うこと。ただし、月・木曜日の回収を必須とする。 | |
| 山科まち美化事務所 | 2回以上/週 | 月曜日～金曜日のうち、いずれかの曜日に回収を行うこと。 | 前回の回収日から1開庁日以上空けること |

- 4 乙は、古着類の引取りについて、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 原則、引取当日に全量を引き取ること。万が一、全量の引取りができない場合には、引取場所の職員にその旨を伝え、甲と調整し翌日には必ず引き取ること。
 - (2) 引取時間帯は、9時から13時まで、及び14時から16時30分までとする。
 - (3) 発生量が多くなり、ストックヤードでの保管が困難になった際などには、甲が乙の施設へ持ち込むことも可とすること。
 - (4) その他、発生量の多寡や休日の引取りなどの事情により、引取日時を調整する必要があるときは、予め甲乙協議する。
- 5 乙は、運搬に使用する車両の種別を予め甲へ連絡しなければならない。
- 6 乙は、古着類の積込み、引取り及びその他の作業において、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 積荷が輸送中に飛散しないように注意すること。
 - (2) 甲の職員の作業に支障を生じないように注意すること。
 - (3) 作業に当たっては、甲の職員の指示に従うこと。

(4) 作業に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害を除く。）は、乙が責任を負うこと。

7 乙は、古着類の売却事務において、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) スtockヤードごとに毎回の回収量を計量し、毎月末に報告すること。
- (2) 毎月月末を締切りとし、翌月5日までに見積書を提出すること。
- (3) 甲の発行する納入通知書により、発行日から14日以内に代金を納入すること。
- (4) 京都市契約事務規則及び関係法令を遵守すること。

8 引き取った古着類に含まれる異物については、乙の責任において適正に処理を行うこと。

9 予定数量は、過去の実績に基づく予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

10 本仕様書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議により定める。